

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十五年十月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（宮内庁陵墓地形図修正業務に伴う基準点測量ほか）

二 測量の地域 御所市大字玉手（孝安天皇陵）

桜井市大字箸中（倭迹迹日百襲姫命墓）

奈良市法蓮町（大山守命墓）

三 測量の期間 承認日から平成二十六年二月二十八日まで